

令和8年度の税制改正ではインボイス制度の定着に向けた経過措置の見直しが行われています。
 令和8年10月1日から適用となる改正もあるため、免税事業者と取引のある場合には注意が必要です。

TEL 043-241-6121
 FAX 043-243-3430
 URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
 令和8年5月1日
 代表社員 石田 洋祐

令和8年度税制改正においては、年収の壁の引き上げ、貸付用不動産や不動産小口化商品の評価方法の見直し、賃上げ税制の縮減や中小企業者の少額減価償却資産の特例の金額の見直し等が行われています。消費税は個人・法人双方に影響する税制ですが、インボイス制度に係る経過措置の見直しや暗号資産、電子商取引に係る改正が行われました。今月は消費税の経過措置に関わる改正について内容を確認してみたいと思います。

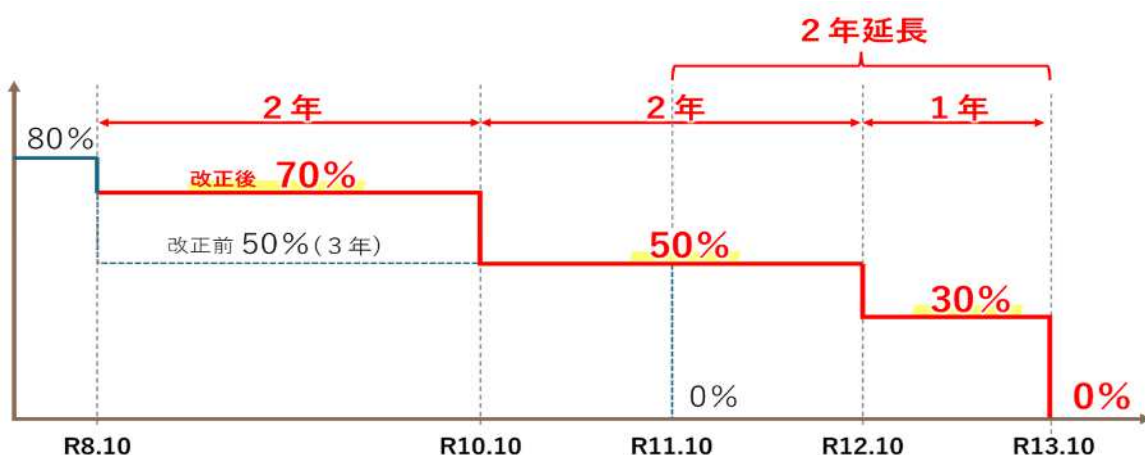
●免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(8割控除)の見直し

【改正前】

インボイス制度導入により免税事業者などインボイス発行事業者以外からの仕入税額は税額控除が出来なくなりましたが、当時の改正で令和5年10月1日から3年間は本来の税額の8割は税額控除(いわゆる8割控除)、その後の令和8年10月1日からの3年間は5割控除出来る経過措置が設けられていました。

【改正後】

改正前は今年の令和8年10月1日の取引から控除割合が5割になる予定でしたが、今回の改正で適用期限を2年延長した上で、以下の図のとおり控除割合が見直されました。



出典: 国税庁ホームページ

なお、1社からの課税仕入れの合計額(税込)が1億円を超える場合は、その超える部分はこの経過措置の適用は受けられません。

●3割特例の創設(個人事業者のみ)

【改正前】

インボイス発行事業者の登録により免税事業者から課税事業者となった小規模事業者については、経過措置により、納付税額を売上税額の2割とする特例を適用できました。(2割特例)

【改正後】

改正により、インボイス発行事業者の登録により免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和9年分・令和10年分の消費税の確定申告において納付税額を売上に係る消費税額の3割とすることができることとなりました。

今回の改正により、経過措置の適用期限は延長されましたが、納付税額は2割から3割に増加し、適用対象者から法人が除外されました。



※ 一般課税又は簡易課税での申告となります。なお、簡易課税での申告に当たり、[簡易課税への円滑な移行措置](#)が創設されています。

出典: 国税庁ホームページ

(主な適用要件)

- 個人事業者であること
- 基準期間(適用を受ける年の2年前[※])の課税売上高が1,000万円以下であること
- インボイス発行事業者の登録を受けていること

※令和9年分なら令和7年、令和10年分なら令和8年

以 上